



島根県報

平成20年 9月19日 (金)

第 2,019 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	(障害者福祉課)	2
農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農業経営課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任(2件)	(農村整備課)	2
保安林予定森林	(森林整備課)	4
内水面における区画漁業の免許	(水産課)	4
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(")	5
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	6
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	6
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中小企業課)	7
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	8
道路の区域の決定	(道路維持課)	9
道路の区域の変更	(")	9
道路の供用開始	(")	10
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建築住宅課)	11
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審査課)	11
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	(")	13

公 告

都市計画変更の図書の縦覧(3件)	(都市計画課)	13
開発行為に関する工事の完了	(")	14
都市計画変更の図書の縦覧	(下水道推進課)	14

特定調達公告

地方法人特別税対応に係る税務総合オンラインシステム改修業務の委託に係る随 意契約の相手方等	(税務課)	15
島根県立中央病院における血管撮影システム調達及びメンテナンス業務に係る一 般競争入札の落札者等	(病院局)	15

病院局規程

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程		16
-----------------------------	--	----

教委告示

島根県指定史跡の指定の解除(2件)	(文化財課)	16
-------------------	--------	----

公安規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一 部を改正する規則	(警察本部)	17
--	--------	----

正 誤

平成20年 9月 5日付け島根県報第2,015号中	(中小企業課)	18
---------------------------	---------	----

告 示

島根県告示第761号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成20年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
ディー・シー・ピー薬局朝日町店	ディー・シー・ピー薬局松江サティ店	松江市東朝日町151 松江サティ内	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年 8月1日

島根県告示第762号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成20年9月19日から施行する。

平成20年9月19日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「年0.45パーセント」を「年0.6パーセント」に改める。

島根県告示第763号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

雲南市掛合町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 藤原 孝 雲南市掛合町掛谷3293番地 5
- 加藤 一成 雲南市掛合町波多491番地
- 藤原 安年 雲南市掛合町掛谷1251番地 2
- 板垣 洋司 雲南市掛合町掛谷1531番地
- 景山 隆義 雲南市掛合町穴見1005番地
- 石飛 榮一 雲南市掛合町掛谷444番地
- 白築 剛 雲南市掛合町松笠1079番地
- 永瀬 晃 雲南市掛合町多根630番地
- 漆谷 昌二 雲南市掛合町波多1465番地

監事

白築 徹一 雲南市掛合町多根 8 番地内 4

坪倉 千尋 雲南市掛合町入間260番地 2

落合 慧 雲南市掛合町松笠403番地

2 就任年月日

平成20年 8月 6日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

藤原 孝 雲南市掛合町掛谷3293番地 5

加藤 一成 雲南市掛合町波多491番地

藤原 安年 雲南市掛合町掛谷1251番地 2

板垣 洋司 雲南市掛合町掛谷1531番地

景山 隆義 雲南市掛合町穴見1005番地

家島 清 雲南市掛合町波多1616番地

石飛 榮一 雲南市掛合町掛谷444番地

白築 剛 雲南市掛合町松笠1079番地

永瀬 晃 雲南市掛合町多根630番地

監事

白築 徹一 雲南市掛合町多根 8 番地内 4

坪倉 千尋 雲南市掛合町入間260番地 2

落合 慧 雲南市掛合町松笠403番地

島根県告示第764号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年 9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

八束郡東出雲町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

鞆嶋 弘明 八束郡東出雲町大字揖屋町3423番地26

宮廻 美範 八束郡東出雲町大字揖屋町1337番地

太田 眞 八束郡東出雲町大字上意東1870番地

三島 徹男 八束郡東出雲町大字今宮307番地

森本 精 八束郡東出雲町大字須田515番地

野々内英範 八束郡東出雲町大字出雲郷1689番地

前田 隆雄 八束郡東出雲町大字下意東671番地

山根 誠志 八束郡東出雲町大字下意東897番地

監事

野々内茂雄 八束郡東出雲町大字出雲郷273番地

石原 通昭 八束郡東出雲町大字揖屋町563番地

永島 信男 八束郡東出雲町大字下意東637番地

2 就任年月日

平成20年9月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

野津 和 八束郡東出雲町大字揖屋町981番地 3

宮廻 美範 八束郡東出雲町大字揖屋町1337番地

森本 千歳 八束郡東出雲町大字須田751番地 2

太田 眞 八束郡東出雲町大字上意東1870番地

遠藤 昭男 八束郡東出雲町大字今宮372番地

野々内 晶 八束郡東出雲町大字出雲郷743番地 1

永島 和男 八束郡東出雲町大字下意東515番地

小原 敬貴 八束郡東出雲町大字下意東1183番地 1

監事

福寄 英明 八束郡東出雲町大字出雲郷1252番地 3

石原 光章 八束郡東出雲町大字揖屋町433番地 3

佐藤 光男 八束郡東出雲町大字下意東731番地 2

島根県告示第765号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市宇津井町926、金城町宇津井927 - 5

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第766号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、内水面における区画漁業を平成20年9月1日付けで次のとおり免許した。

平成20年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁場計画の際の公示番号、免許番号及び漁業権者の住所及び氏名

公示番号 免許番号	住 所	氏 名
内区第 1 号	島根県益田市神田町イ614番地	高津川漁業協同組合 代表理事組合長 喜島 仁

2 免許の内容たるべき事項、制限又は条件及び存続期間

平成20年 2月29日付け島根県告示第167号のとおり

島根県告示第767号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成20年 9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第 2 中

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%

を

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.6%	年0.6%

付けるものにあつては、年1.25%)	付けるものにあつては、年1.05%)				に改
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.6%	年0.6%	
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
		年1.25%	年0.6%	年0.6%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.6%	年0.6%	

める。

附 則

- この告示は、平成20年9月19日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成20年9月19日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金(以下「島根県漁業近代化資金等」という。)について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第768号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第268号)の一部を次のように改正する。

平成20年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	年1.8%以内	を	年1.7%以内	に改める。
	年1.95%以内		年1.85%以内	
	年1.8%以内		年1.7%以内	
	年1.8%以内		年1.7%以内	
	年1.8%以内		年1.7%以内	
	年1.8%以内		年1.7%以内	
	年1.8%以内		年1.7%以内	
	年1.8%以内		年1.7%以内	

附 則

- この告示は、平成20年9月19日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成20年9月19日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第769号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。
平成20年 9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 5 条第 2 号中「1.8パーセント」を「1.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成20年 9月19日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成20年 9月19日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第770号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成20年 9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
シャミネ松江東館 松江市朝日町字伊勢宮461番地 4 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
山陰ステーション開発株式会社 代表取締役社長 渡部 忠治 松江市朝日町字伊勢宮472番地 2
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,687.91平方メートル
(変更後) 2,953.14平方メートル
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
(株)今井書店	松江市殿町63番地	代表取締役社長 田江泰彦
(有)松江観光百貨	松江市末次本町22番地	代表取締役 鷗鷯忠義
(株)ヤマノジュエリーシステムズ	東京都台東区東上野 1 - 26 - 2 オーラムビル 5 F	代表取締役社長 森田義恒
(株)東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1 丁目48番14号	代表取締役 木山茂年
(株)オンワード樫山	広島市西区南観音 3 - 12 - 10	執行役員 小松光彦
(株)ドーベルマン	大阪市北区本庄西 2 丁目21番 6 号	代表取締役 奥田耕三
(株)コクミン	大阪市住之江区粉浜西 1 丁目12番48号	代表取締役社長 榊田直
(有)平田生花店	松江市南田町31番地	代表取締役社長 平田明久
大西久美	松江市学園南 2 丁目12 - 5 - 305号	
(有)クチタ	米子市両三柳406	代表取締役 口田真樹
(株)キャン	東京都杉並区高円寺北 2 丁目 6 番 1 号	代表取締役社長 小川智士
(株)高正	東京都台東区上野7 - 2 - 8岡田ビル 5 階	代表取締役 高原茂
(株)スズタン	名古屋市昭和区広路通 2 丁目 5 番地	代表取締役社長 小林史生

(株)ハニーズ	いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	代表取締役社長 江尻義久
(株)ナカニシ	鳥取市富安2丁目70番地	代表取締役 中西弘

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者氏名
(株)今井書店	松江市殿町63番地	代表取締役社長 田江泰彦
(有)松江観光百貨	松江市末次本町22番地	代表取締役 鷗鷯忠義
(株)ヤマノジュエリーシステムズ	東京都台東区東上野1-26-2 オーラムビル 5F	代表取締役社長 森田義恒
(株)東京デリカ	東京都中央区八重洲2-7-2 三井ビル10F	代表取締役社長 石井稔晃
ユーロプランニング(有)	出雲市中野町783-20	代表取締役 神田実
(株)オンワード樫山	広島市西区南観音3-12-10	執行役員 小松光彦
(株)ドーベルマン	大阪市北区本庄西2丁目21番6号	代表取締役 奥田耕三
(株)コクミン	大阪市住之江区粉浜西1丁目12番48号	代表取締役社長 絹巻秀展
(有)平田生花店	松江市南田町31番地	代表取締役社長 平田明久
大西久美	松江市学園南2丁目12-5-305号	
(有)クチタ	米子市両三柳406	代表取締役 口田真樹
(株)キャン	東京都杉並区高円寺北2丁目6番1号	代表取締役社長 小川智士
(株)ヤングファッション研究所	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-51-2	代表取締役社長 加藤武司
(株)スズタン	名古屋市昭和区広路通2丁目5番地	代表取締役社長 小林史生
(有)カワシマ	出雲市今市町1396番地	代表取締役 川島郁徳
(株)ナカニシ	鳥取市富安2丁目70番地	代表取締役 中西弘
(株)プレジャーゾーン	大阪市中央区久太郎町2-2-7-7F	取締役社長 藤井豊
(株)ハニーズ	いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	代表取締役社長 江尻義久

(4) 変更の年月日

平成20年10月25日

2 届出年月日

平成20年9月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課(松江市末次町86番地)

島根県告示第771号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年9月19日

島根県知事 溝口善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
出雲市	平成19年度~20年度	15枚	1冊	地合地区	平成20年9月10日
雲南市	平成17年度~20年度	52枚	1冊	上久野1	平成20年9月10日

邑南町	平成14年度～20年度	29枚	1冊	矢上 5	平成20年 9 月10日
-----	-------------	-----	----	------	--------------

島根県告示第772号

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	敷地の幅員	延 長		
県 道	宍道湖湖北自転車道線	松江市岡本町56番12地先から同市大垣町70番1地先まで	メートル 3.00～ 3.50	メートル 807.00	松江県土整備事務所	

島根県告示第773号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	431号	松江市大垣町70番1地先から同市岡本町56番12地先まで	前	メートル 7.00～ 15.00	メートル 809.00	松江県土整備事務所	道路改良工事
			後	12.00～ 34.00	807.00		拡幅
"	432号	松江市八雲町日吉341番13地先から同333番207地先まで	前	21.00～ 22.00	34.00	松江県土整備事務所	道路改良工事
			後	23.00～ 26.50	34.00		拡幅
県 道	御津東生馬線	松江市鹿島町名分1436番3地先から同市西生馬町603番1地先まで	前	20.00～ 62.00	115.00	松江県土整備事務所	道路改良工事
			後	28.00～ 75.00	115.00		拡幅
"	外園高松線	出雲市長浜町484番3地先から同市下横町855番地先まで	前	4.00～ 9.00	1,052.00	出雲県土整備事務所	道路改良工事
			後	11.00～ 17.00	1,052.00		拡幅

"	益田港線	益田市中島町イ634番 1地先から同町イ283 番4地先まで	前 A	10.00~ 28.00	490.00	益田県土整 備事務所	左記のA、B及 びCは関係図面 に表示する敷地 の区分をいう。 土地区画整理事 業 トリプルウェイ 解消 区画整理道路と して移管
			前 B	10.00~ 11.00	374.00		
		後 C	15.50~ 21.00	152.00			
		後 A	10.00~ 28.00	490.00			
"	益田澄川線	益田市元町154番地先 から同町817番4地先 まで	前	20.00~ 25.00	40.00	益田県土整 備事務所	街路事業
			後	20.00~ 30.00	40.00		拡幅
"	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口79 番5地先から同50番4 地先まで	前	4.00~ 5.00	340.00	益田県土整 備事務所	道路改良工事
			後	8.00~ 15.00	340.00		拡幅
"	"	益田市匹見町紙祖口 493番35地先から同口 493番34地先まで	前	3.10~ 7.20	155.50	益田県土整 備事務所	災害防除工事
			後	22.40~ 106.20	155.50		拡幅
"	波佐匹見線	益田市匹見町道川口 532番1地先から同地 先まで	前	9.60~ 16.60	57.10	益田県土整 備事務所	雪寒事業
			後	12.40~ 18.40	57.10		拡幅
"	美都匹見線	益田市美都町山本イ 1569番9地先から同イ 1547番4地先まで	前	3.60~ 8.00	142.50	益田県土整 備事務所	道路改良工事
			後	7.80~ 15.00	142.50		拡幅

島根県告示第774号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年9月19日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市大垣町70番1地先から同市岡本町56番12地先まで	メートル 807.00	平成20年 9月19日		

"	432号	松江市八雲町日吉341番13地先から同333番207地先まで	34.00	平成20年 9月19日	松江県土整備事務所	
"	"	松江市八雲町東岩坂1909番3地先から同1836番地先まで	385.00	平成20年 9月19日		
県 道	海潮穴道線	松江市穴道町上来待3433番1地先から同2818番1地先まで	407.00	平成20年 9月19日		
"	御津東生馬線	松江市鹿島町名分1436番3地先から同市西生馬町603番1地先まで	115.00	平成20年 9月19日		
"	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町高尾331番6地先から同348番6地先まで	190.00	平成20年 9月19日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
"	邑南飯南線	邑智郡美郷町村之郷1263番1地先から同1266番1地先まで	509.00	平成20年 9月19日	県央県土整備事務所	
"	益田種三隅線	益田市遠田町1780番3地先から同町1748番3地先まで	214.00	平成20年 9月19日	益田県土整備事務所	
"	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口79番5地先から同口50番4地先まで	340.00	平成20年 9月19日		
"	"	益田市匹見町紙祖口569番1地先から同口136番地先まで	193.00	平成20年 9月19日		
"	波佐匹見線	益田市匹見町道川口532番1地先から同地先まで	57.10	平成20年 9月19日		
"	美都匹見線	益田市美都町山本イ1569番9地先から同イ1547番4地先まで	142.50	平成20年 9月19日		

島根県告示第775号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成19年島根県告示第134号）の一部を次のように改正し、平成20年9月19日から施行する。

平成20年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表益田市の項中 「平成18」を

「平成18
平成20」に改める。

島根県告示第776号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成20年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき場所	売りさばき場所
344	社団法人 島根県食品衛生 協会出雲支所 支所長 出雲市塩冶町223 - 1	出雲市塩冶町223 - 1	出雲市塩冶町223 - 1	出雲市今市町北本町
822	社団法人 島根県猟友会出 雲簸川支部 支部長 出雲市塩冶善行町2 - 2	出雲市塩冶善行町2 - 2	出雲市塩冶善行町2 - 2	出雲市大津町388 - 8
836	社団法人 島根県猟友会安 来支部 支部長 安来市切川町1168 - 13	安来市切川町1168 - 13	安来市切川町1168 - 13	安来市広瀬町布部183 - 1
929	島根県出雲建設事業協同組 合 代表理事 出雲市塩冶善行町2 - 2	出雲市塩冶善行町2 - 2	出雲市塩冶善行町2 - 2	出雲市大津町388 - 6
970	株式会社 一畑トラベル サービス 代表取締役 松江市千鳥町24	隠岐郡隠岐の島町岬町岬 1889 - 12	隠岐郡隠岐の島町岬町岬 1889 - 12	隠岐郡隠岐の島町岬町風 の松2112
886	隠岐農業協同組合 代表理 事 隠岐郡隠岐の島町城北町15 1	隠岐郡隠岐の島町城北町 151 隠岐郡隠岐の島町郡637 - 3 隠岐郡隠岐の島町都万 2329 - 4	(追加) 隠岐郡隠岐の島町都万 2329 - 4	
952	株式会社 吉寅商店 代表 取締役 浜田市下府町388 - 49	浜田市片庭町254 浜田市殿町1	(追加) 浜田市殿町1	

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
893	株式会社 島根自動車教習 所 代表取締役 松江市西津田五丁目23 - 23	松江市西津田五丁目23 - 23	株式会社 島根自動車教 習所 代表取締役	島根自動車学校 管理者

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項			
			変 更 後		変 更 前	
			売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき 場所	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき 場所
884	飯石郡猟友会 藤 本寛人 飯石郡飯南町下赤	飯石郡飯南町下 赤名759 - 1	飯石郡猟友会 藤 本寛人 飯石郡飯南町下赤	飯石郡飯南町 下赤名759 - 1	飯石郡猟友会 渡 辺民雄 飯石郡飯南町野萱	飯石郡飯南町 野萱2188 - 12

名759 - 1	名759 - 1	2188 - 12
----------	----------	-----------

島根県告示第777号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

平成20年 9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

取消年月日	指定番号	売りさばき人氏名・住所	売りさばき場所
昭和55年11月10日	931	桑本 勲 出雲市大社町小土地	出雲市大社町北荒木1868 - 10 浜山運動公園陸上競技場
平成 7 年 1 月 4 日	130	大和農業協同組合 邑智郡美郷町都賀西303 - 23	邑智郡美郷町都賀西303 - 23
平成 7 年 2 月10日	109	長谷川 実 仁多郡奥出雲町大馬木1902	仁多郡奥出雲町大馬木1902
平成 9 年 6 月30日	903	島根県木材協会八束支部 松江市八幡町27 - 2	松江市八幡町27 - 2
平成12年 4 月 1 日	843	金城町農業協同組合 浜田市金城町今福103 - 1	浜田市金城町今福103 - 1
平成12年 4 月 1 日	847	弥栄農業協同組合 浜田市弥栄町長安本郷	浜田市弥栄町長安本郷
平成12年 4 月 1 日	872	旭町農業協同組合 浜田市旭町今市599 - 10	浜田市旭町今市599 - 10
平成16年10月31日	115	吉田村 雲南市吉田町吉田1066	雲南市吉田町吉田1066
平成19年 4 月21日	328	齋藤 澄 鹿足郡吉賀町七日市902	鹿足郡吉賀町七日市902 (有) 齊藤商店
平成20年 7 月30日	916	隠岐建設業協同組合 隠岐郡隠岐の島町西町出雲結 1 - 5 - 1	隠岐郡隠岐の島町西町出雲結 1 - 5 - 1

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年 9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
大東都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
加茂都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
木次都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
安来市田頼町字太田315番4、315番6、316番4、316番9、318番8
面積 472.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市田頼町316番地9
渡邊 豊秋

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
西郷都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成20年 9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

地方法人特別税対応に係る税務総合オンラインシステム改修業務

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年 8月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

132,741,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条において準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成20年 9月19日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 業務名

血管撮影システム調達及びメンテナンス業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局総務経営部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成20年 9月1日

4 落札者の氏名及び住所

小西医療器株式会社出雲営業所 島根県出雲市塩冶有原町5丁目59番地

5 落札金額

(1) 調達 379,050,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) メンテナンス 148,291,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成20年7月8日

島 根 県 病 院 局 規 程

島根県病院局管理規程第18号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成20年9月19日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第12条第1項中「第6条第2項から第5項まで、第7項及び第8項」を「第6条第2項から第5項まで、第7項、第8項及び第9項」に改め、同条第2項第1号中「第6条第2項及び第8項」を「第6条第2項、第7項及び第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同項第2号及び第3号中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

附 則

この規程は、平成20年9月19日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第2号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、昭和50年島根県教育委員会告示第7号で指定した次の史跡の一部が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、平成17年文部科学省告示第109号をもって史跡石見銀山遺跡に追加指定され、当該指定部分について同条例第32条第2項の規定により島根県指定史跡の指定は解除されたので、同告示中、

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
史跡	石見銀山遺跡	11所	大田市大森町	勝源寺
	奉行・代官墓所		字大森イ430の1	
	（竹村丹後守道清墓所）		字大森イ430の1	
	（森八左衛門信任墓所）		字大森イ430の1	
	（鈴木八右衛門重政墓所）		字大森イ430の1	
	（曾田伊右衛門尉資敏墓所）		字大森イ430の1	
	（関忠太郎勝栄墓所）		字大森イ430の1	
	（前澤藤十郎光貞墓所）		字大森イ430の1	
	（浅岡彦四郎胤直墓所）		字下川原寺ノ上ホ224	
	（川崎市之進定盈墓所）		字下川原寺ノ上ホ224	
	（川崎平右衛門定安墓所）		字下川原寺ノ上ホ224	
	（川崎平右衛門定孝墓所）	字下川原寺ノ上ホ224		
	（阿久澤修理義守墓所）	字寺ノ脇1513	妙蓮寺	
	（宝篋印塔）	2基	字下川原寺ノ上ホ224	龍昌寺

を

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
史跡	石見銀山遺跡	7 所	大田市大森町	勝源寺 " " " " " 妙蓮寺
	奉行・代官墓所		字大森イ430の1	
	(竹村丹後守道清墓所)		字大森イ430の1	
	(森八左衛門信任墓所)		字大森イ430の1	
	(鈴木八右衛門重政墓所)		字大森イ430の1	
	(曾田伊右衛門尉資敏墓所)		字大森イ430の1	
	(関忠太郎勝栄墓所)		字大森イ430の1	
	(前澤藤十郎光貞墓所)		字大森イ430の1	
	(阿久澤修理義守墓所)	字寺ノ脇1513		

に改める。

平成20年 9月19日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会告示第 3 号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第 6 号)第31条第 1 項の規定により、昭和50年島根県教育委員会告示第 7 号で指定した次の史跡は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第 1 項の規定により平成14年文部科学省告示第 48号をもって史跡石見銀山遺跡に追加指定され、同条例第32条第 2 項の規定により島根県指定史跡の指定は解除されたので告示する。

平成20年 9月19日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

指 定 告 示	種別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者	指定解除年月日
昭和50年島根県教育委員会告示第 7 号	史跡	石見銀山御料銀山町年寄山組頭遺宅高橋家	1 所	大田市大森町2159	高橋源	平成14年 3月19日

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9月19日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第12号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則(平成17年島根県公安委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署松江駅前交番の項所管区の区域の欄中「新雑賀町」の次に「、新町、栄町、松尾町、津田町、西津田一丁目、西津田七丁目、西津田八丁目」を加える。

本則の表松江警察署津田交番の項所管区の区域の欄中「、西津田町、西津田一丁目」、「西津田七丁目、西津田八丁目」及び「、津田町」を削る。

本則の表松江警察署古志原交番の項所管区の区域の欄中「古志原町、」及び「、上乃木町」を削る。
 本則の表松江警察署乃木交番の項所管区の区域の欄中「新町、栄町、松尾町、」を削る。
 本則の表松江警察署宍道駐在所の項所管区の区域の欄中「伊志見」の次に「、昭和新田」を加える。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

正

誤

平成20年9月5日付け島根県報第2,015号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から1	駐車場	駐輪場